



2013年3月15日

各 位

会 社 名 マックスバリュ東海株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 寺嶋 晋
(コード番号 8198 東証第2部)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 浅倉 智
(TEL 055-989-5050代)

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、2013年3月15日開催の取締役会において、内部統制基本方針の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。なお改定箇所は下線で示しております。

記

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社グループの「経営理念」、「行動基準」及びイオングループとして共有する「イオン行動規範」をはじめとするコンプライアンス体制にかかる事項を、取締役・使用人が法令・定款及び社会的責任を遵守した行動をとるための規範とする。
- (2) 社会的責任を遵守した行動の徹底を図るため、コンプライアンス部門を所管するコンプライアンス担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めるとともに、同部門を中心として定期的な教育研修を行い、コンプライアンスの知識を高めコンプライアンスを尊重する意識を醸成する。同時に、コンプライアンス担当取締役を委員長とするコンプライアンス統括委員会を設置し、コンプライアンス体制の改正に関する事項、当社グループに重大な影響を与えるおそれのあるコンプライアンス上の問題、取締役の関与が認められるコンプライアンス上の問題等を付議し、その審議結果を取締役会・監査役会に報告する体制を敷く。また、各業務担当取締役は、担当業務部門固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- (3) 取締役並びに監査役がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、速やかにコンプライアンス部門に報告する体制を構築するとともに、使用人においても直接報告することを可能とする社内通報システムを整備し、内部公益通報保護規程に基づきその運用を行う。
- (4) 内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。またその監査結果については、内部監査部門より定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。
- (5) 監査役は、当社グループの法令遵守体制及び社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- (6) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で厳正に対応を行う。同時に、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、万一それらの勢力からの不当な要求を受けた場合には、警察・弁護士等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応を行うものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 「文書管理規程」に従い、次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を、関連資料とともに保存する。

- ①株主総会議事録
- ②取締役会・経営会議議事録
- ③代表取締役社長の特命により設置した委員会等議事録
- ④取締役を最終決裁権者とする稟議書・契約書
- ⑤会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- ⑥税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
- ⑦その他「文書管理規程」に定める文書

- (2) 取締役及び監査役は、「文書管理規程」により、常時、前項の文書等を閲覧できるものとする。
- (3) 上記の文書の保存の期間は、法令に別段の定めのない限り、「文書管理規程」に各文書の種類ごとに定めるところによる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」に基づき、組織横断的リスク状況の把握並びに全社的対応は総務部が行い、各業務部門のリスクについてはそれぞれ管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- (2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、社内対策チーム及びリスクレベルに応じ顧問弁護士等を含む外部アドバイザーを交えたチームを編成し迅速な対応を行うことにより、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整備する。
- (3) 内部監査部門は各部門ごとのリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に経営会議・取締役会及び監査役会に報告するものとする。また当監査結果に基づき、経営会議・取締役会において改善策を審議・決定する。

4. 財務報告の適正性を確保するための体制

- (1) 適正な財務報告を確保するための全社の方針手続きを定め、また定期的見直しを行い、常に適切な制度整備、運用を行うものとする。
- (2) 財務報告の誤謬、虚偽記載に対してリスクとなる事項を定期的に評価し、リスクを低減するための制度整備、運用を行うものとする。
- (3) 財務報告の適正性を確保するためのIT環境を適正に整備し、運用を行うものとする。
- (4) 財務報告の適正性を確保するための取締役会、監査役、各組織、各従業員の役割を適正に整備し、運用を行うものとする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、経営会議を原則週1回開催し、業務執行に関する個別経営課題を実務的な観点から協議し、決定する。また取締役会については月1回定時に開催し、経営会議において協議した重要な議題、経営の執行方針、法令で定められた事項その他経営に関する重要事項を審議し決定するとともに、業務執行状況を監督する。
- (2) 経営会議・取締役会での決定を踏まえ、各業務部門を担当する取締役は、各業務部門が実施すべき具体的な施策を講じるとともに、権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を改善整備する。

6. 当社グループ及び親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループにおいて親会社内部監査部門の定期的監査を受入れ、その報告を受けるとともに、親会社の担当役員と情報交換を行い、コンプライアンス上の課題及び効率性の観点からの課題を把握する。
- (2) 親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引その他の施策を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する組織を総務部とし、監査役は総務部所属のスタッフに監査業務に必要な事項を命令することができる。
- (2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた前項スタッフは、その命令に関して、取締役、内部監査部門等からの指揮命令は受けない。
- (3) 同スタッフの適切な業務の遂行のため、人事考課・任命・解任・人事異動・賃金等の改定については、監査役の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役は監査役会に対し、次に定める事項を報告することとする。
 - ①毎月の経営状況として重要な事項
 - ②会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事項
 - ③内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ④重大な法令・定款違反
 - ⑤社内通報システムの通報状況及びその内容
 - ⑥その他コンプライアンス上の重要な事項
- (2) 使用人は前項②及び④に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告することができるものとする。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会と代表取締役社長並びに各業務執行取締役、監査法人との間の定期的な意見交換の場を設定する。
- (2) 前項に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- (3) 監査役会に対して、必要に応じて専門の弁護士・会計士等を招聘し、監査業務に関する助言等を受入れる機会を保障する。

以上